

## 令和 8 年度政策評価・施策評価の実施について

## 1 令和 8 年度政策評価・施策評価関係スケジュール

6 月	<p>政策・財政会議（評価原案の決定）（6 月 10 日）</p> <p>・ <u>行政評価委員会への諮問（6 月 10 日）</u></p> <p>評価原案の公表（6 月 10 日）</p> <p>県民意見の聴取（6 月 10 日～7 月 10 日）</p> <p>・ <u>第 1 回政策評価部会（6 月 22 日）</u> ※ 2 施策についてヒアリング</p>
7 月	<p>・ <u>第 2 回政策評価部会（7 月 7 日）</u> ※ 概ね 3 施策についてヒアリング</p> <p>・ <u>第 3 回政策評価部会（7 月 22 日）</u></p>
8 月～ 9 月	<p>・ <u>行政評価委員会からの答申（8 月上旬）</u></p> <p>政策・財政会議（評価書・要旨の決定）</p> <p>評価書・要旨の公表（「成果と評価」、議会報告</p>
11 月～ 12 月	<p>県民意識調査の実施</p>
令和 9 2 月	<p>政策・財政会議（評価結果の反映書面の決定）、反映状況公表（評価結果の反映書面）、議会報告（中旬）</p>
3 月	<p>・ <u>宮城県行政評価委員会（中旬～下旬）</u></p>

## 2 令和 8 年度政策評価部会での審議について

- ・ 昨年度に引き続き部会全体で審議を行う。
- ・ 県から諮問を受けた令和 8 年度政策評価・施策評価に関し、県の評価原案である「政策評価・施策評価基本票」に基づき、調査審議を行う。
- ・ 評価原案の妥当性について第 3 回部会において判定（2 区分：適切・要検討）を行うとともに、必要に応じそれぞれの政策・施策について意見を付すこととする。
- ・ 第 1 回部会において 2 施策、第 2 回部会において概ね 3 施策についてヒアリングを実施する。残りの 8 政策概ね 13 施策については、書面審議及び事前質問により評価の妥当性を判定する。
- ・ 各委員はヒアリングを実施する概ね 5 施策のほか、自身が担当する政策及び施策を中心に基本票を確認する。
- ・ ヒアリング及び書面による審議をより効率的に進めるため、第 1 回部会及び第 3 回部会前に事前質問を受け付け、担当課室からの回答を部会開催前に委員へ送る。